

定置網復旧支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

定置網復旧支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

定置網復旧支援資金利子補給規則（平成18年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>定置網復旧支援資金利子補給規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、融資機関が被害漁業者等に対して行う<u>定置網復旧支援資金</u>の融通を円滑にするため、県が融資機関に当該資金に係る利子補給（以下「利子補給」という。）を行うことにより、被害漁業者等の定置網の復旧を支援し、経営の早期安定化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被害漁業者等 <u>平成18年の台風12号及び同年10月6日から8日までの間における低気圧による災害により定置網に被害を受けた岩手県内に住所を有する者で次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>漁業を営む個人</u></p> <p>イ <u>漁業生産組合</u></p> <p>ウ <u>漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）</u></p> <p>エ <u>漁業協同組合</u></p> <p>(2) <u>定置網復旧支援資金</u> 被害漁業者等の定置網の復旧を支援し、経営の早期安定化を図るため、定置網の購入又は修繕に必要な経費として融資機関が<u>被害漁業者等</u>に対して貸し付ける資金をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(利子補給の対象及び利子補給率)</p> <p>第3条 利子補給の対象は、次に掲げる貸付条件を満たす定置網復旧支援資金とし、貸付利率及び利子補給率は、別に定める。</p> <p>(1) 貸付限度額 <u>前条第1号アからウまでに掲げる者</u>にあ</p>	<p style="text-align: center;"><u>定置網復旧関連資金利子補給規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、融資機関が被害漁業者等に対して行う<u>定置網復旧関連資金</u>の融通を円滑にするため、県が融資機関に当該資金に係る利子補給（以下「利子補給」という。）を行うことにより、被害漁業者等の定置網の復旧を支援し、経営の早期安定化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被害漁業者等 <u>県内に住所を有する漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）又は漁業協同組合で、次のいずれかの災害により定置網に被害を受けたものをいう。</u></p> <p>ア <u>平成18年の台風12号及び同年10月6日から同月8日までの間における低気圧による災害</u></p> <p>イ <u>平成22年12月22日、同月23日及び同月30日から平成23年1月2日までの間における低気圧による災害</u></p> <p>(2) <u>定置網復旧関連資金</u> 被害漁業者等の定置網の復旧を支援し、経営の早期安定化を図るため、定置網の購入又は修繕に必要な経費として融資機関が貸し付ける<u>次に掲げる資金</u>をいう。</p> <p>ア <u>定置網復旧支援資金（前号アに掲げる災害の被害漁業者等に対して貸し付ける資金をいう。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>定置網復旧緊急支援資金（前号イに掲げる災害の被害漁業者等に対して貸し付ける資金をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(利子補給の対象及び利子補給率)</p> <p>第3条 利子補給の対象は、次に掲げる貸付条件を満たす定置網復旧支援資金及び定置網復旧緊急支援資金とし、貸付利率及び利子補給率は、別に定める。</p> <p>(1) 貸付限度額 <u>被害漁業者等のうち、漁業協同組合以外</u></p>

っては9,000万円以内、同号エに掲げる者にあつては2億円以内

(2)・(3) [略]

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における定置網復旧支援資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、別に定める利子補給率の割合で計算した金額とする。この場合において、1月1日から6月30日までを計算期間とする場合の年間の日数は、^{じゅん}閏年の日を含む場合においても365日とする。

(利子補給の承認申請)

第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ別に定める様式による定置網復旧支援資金利子補給承認申請書（以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第7条 知事は、申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、別に定める様式による定置網復旧支援資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第8条 知事は、定置網復旧支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給を打ち切ることがある。

(1) 定置網復旧支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2)・(3) [略]

2 [略]

(報告の徴収等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対して、利子補給に係る定置網復旧支援資金の貸付けに関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることがある。

の者にあつては9,000万円以内、漁業協同組合にあつては2億円以内

(2)・(3) [略]

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における定置網復旧支援資金又は定置網復旧緊急支援資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、別に定める利子補給率の割合で計算した金額とする。この場合において、1月1日から6月30日までを計算期間とする場合の年間の日数は、^{じゅん}閏年の日を含む場合においても365日とする。

(利子補給の承認申請)

第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ別に定める様式による定置網復旧支援資金利子補給承認申請書又は定置網復旧緊急支援資金利子補給承認申請書（以下「申請書」と総称する。）に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第7条 知事は、申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、別に定める様式による定置網復旧支援資金利子補給承認書又は定置網復旧緊急支援資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第8条 知事は、定置網復旧関連資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給を打ち切ることがある。

(1) 定置網復旧関連資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2)・(3) [略]

2 [略]

(報告の徴収等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対して、利子補給に係る定置網復旧関連資金の貸付けに関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることがある。

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の利子補給の承認に係る定置網復旧支援資金については、なお従前の例による。